

トラックドライバーにおける働き方改革について

平成 30 年 6 月に長時間労働の是正並びに多様で柔軟な働き方の実現に向けて「働き方改革関連法」が成立されました。

トラックドライバー関連、施行期日についてお知らせします。

トラックドライバー 関連 抜粋

■時間外労働の上限規制（2024 年度から適用）

年 960 時間の（月平均 80 時間）時間外労働上限規制、罰則あり

※時間外労働の上限規制については、2023 年度までの 5 年間猶予

■年休 5 日取得の義務化（2019 年度から適用）

10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、毎年 5 日を指定して付与

■時間外割増賃金率引上げ（2023 年度から適用）

月 60 時間超の時間外労働割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置廃止

| 働き方改革関係各法律の施行期日等について | | 平成 30 年 7 月 6 日公布 | | | | | | |
|-------------------------|--|---|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 法律・内容 | 2018 年度 (平成 30 年度) | 2019 年度 (平成 31 年度) | 2020 年度 (平成 32 年度) | 2021 年度 (平成 33 年度) | 2022 年度 (平成 34 年度) | 2023 年度 (平成 35 年度) | 2024 年度 (平成 36 年度) | |
| 労働基準法 | 時間外労働の上限規制 (年 720 時間)の適用 【一般則】 | | 4 月 1 日 から大企業 に適用 | 4 月 1 日 から中小企 業に適用 | | | | |
| | 時間外労働の上限規制 (年 960 時間)の適用 【自動車運転業務】 | ※ 衆議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後 5 年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から、改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること」とされた。 ※ 参議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること」とされた。 | | | | | 4 月 1 日 から適用 | |
| | 年休 5 日取得義務 | | 4 月 1 日 から適用 | | | | | |
| | 月 60 時間超の時間外割増 賃金率引上げ(25%⇒50%) の中小企業への適用 | | | | | | 4 月 1 日 から適用 | |
| パートタイム 労働法・労働 契約法 | 同一労働同一賃金 | | | 4 月 1 日 から大企業 に適用 | 4 月 1 日 から中小企 業に適用 | | | |
| 労働者派遣法 | 〃 | | | 4 月 1 日 から適用 | | | | |

平成 30 年 12 月「貨物自動車運送事業法の改正」が成立しました。
概要については裏面を参照してください。



一般社団法人
神奈川県トラック協会

貨物自動車運送事業法の改正(概要)

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
 - ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
 - ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
 - ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
 - ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

- 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
→ 原則として運賃と料金とを分別して収受 = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・ 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例: 過労運転、過積載等)
→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

- ・ トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる